

**地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援  
～平成 22 年度予算所要額の内容～**

**平成 22 年 1 月  
総務省**

# 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

1

- 2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、残された期間で国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、必要な環境整備・支援策を実施
- 平成22年度所要額(事業費)は約870億円を予定(注1)

(注1)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為により複数年度にかけて歳出化(平成22年度予算額は約245億円)。

(注2)この他、アナログ周波数変更対策の経費として4.5億円を予定(アナログ周波数変更対策を含めた平成22年度予算額は約249.5億円)。

## デジタル放送受信に関する相談体制の強化

- 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等
- 高齢者・障がい者等を中心にきめ細かな説明会・戸別訪問の実施

## なぜデジタル化するのか、どうすれば良いのか丁寧に説明



## デジタル放送をご覧いただけるようにするための負担の軽減



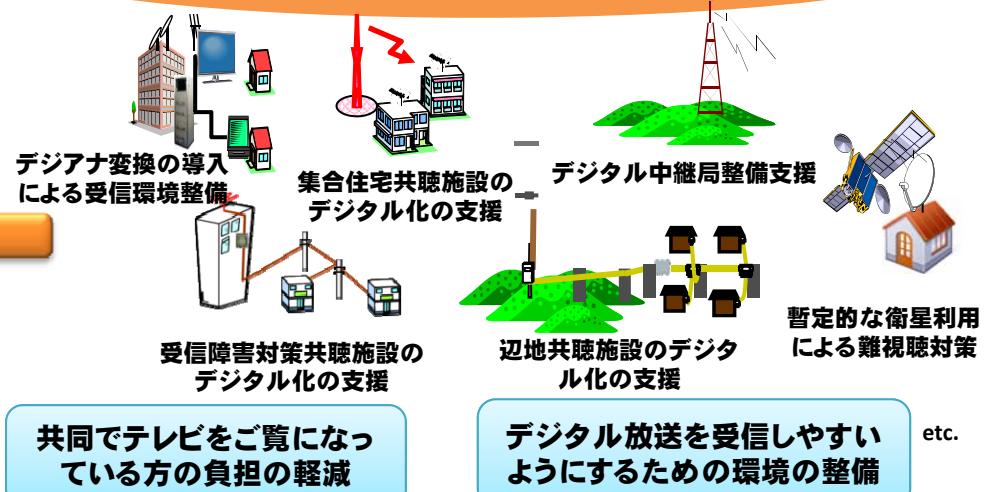
## 受信機器の購入支援

- 経済的弱者に対するチューナーの購入等の支援

## 電波が届かない過疎、離島地域などの支援

- デジタル中継局の整備に対する支援
- 新たな難視対策
- 暫定的な衛星利用による難視聴対策

## 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援



## 電波が届かない場合の共同アンテナ等に対する支援

- 辺地共聴施設のデジタル化の支援
- 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援
- 集合住宅共聴施設のデジタル化の支援
- デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進等

共同でテレビをご覧になっている方の負担の軽減

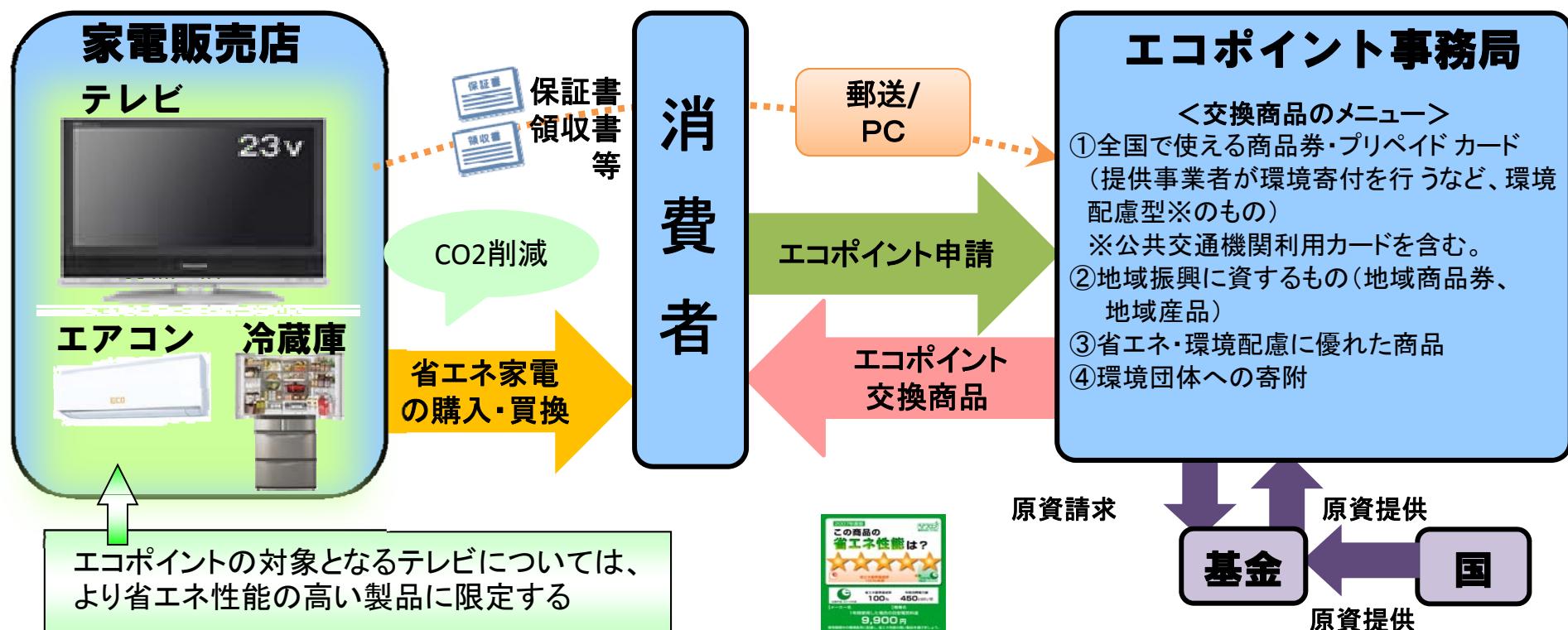
デジタル放送を受信しやすいようにするための環境の整備  
etc.

## エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業<2321億円>

平成21年度二次補正案に計上(3省共同事業): 環境省794億円、経済産業省794億円、総務省734億円  
うち、テレビ分は1683億円を計上(リサイクル料金相当分を含む)

### 【施策内容】

- ①適用期限を平成22年12月31日まで延長(従来は平成22年3月31日まで)
- ②申請手続を改善
- ③エコポイントの対象となるテレビについて、より省エネ性能の高い製品に限定
- ④エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球等の商品交換を促進



# 平成22年度 予算実施項目及び所要額

3

## デジタル放送受信に関する相談体制の強化

① 地デジコールセンターの運営	【継続	18. 4億円】
② 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等	【継続	110. 6億円】
③ 高齢者・障がい者等を中心にきめ細かな説明会・戸別訪問の実施	【継続	74. 6億円】

## 受信機器の購入支援

④ 経済的弱者に対するチューナーの購入等の支援	【継続	337. 5億円】
-------------------------	-----	-----------

## 電波が届かない過疎、離島地域などの支援

⑤ デジタル中継局の整備に対する支援	【拡充	43. 4億円】
⑥ 新たな難視対策	【新規	18. 2億円】
⑦ 暫定的な衛星利用による難視聴対策	【継続	87. 0億円】
⑧ デジタル混信の解消	【継続	10. 8億円】
⑨ アナログ停波後のチャンネル切替	【拡充	8. 1億円】

## 電波が届かない場合の共同アンテナ等に対する支援

⑩ 辺地共聴施設のデジタル化の支援	【拡充	60. 4億円】
⑪ 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援	【拡充	57. 1億円】
⑫ 集合住宅共聴施設のデジタル化の支援	【新規	19. 2億円】
⑬ デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進	【新規	18. 8億円】

## その他(地方局経費・各種調査等)

【継続 1. 9億円】

<計 約870億円 >

(注)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為を講じる。

# ①地デジコールセンターの運営

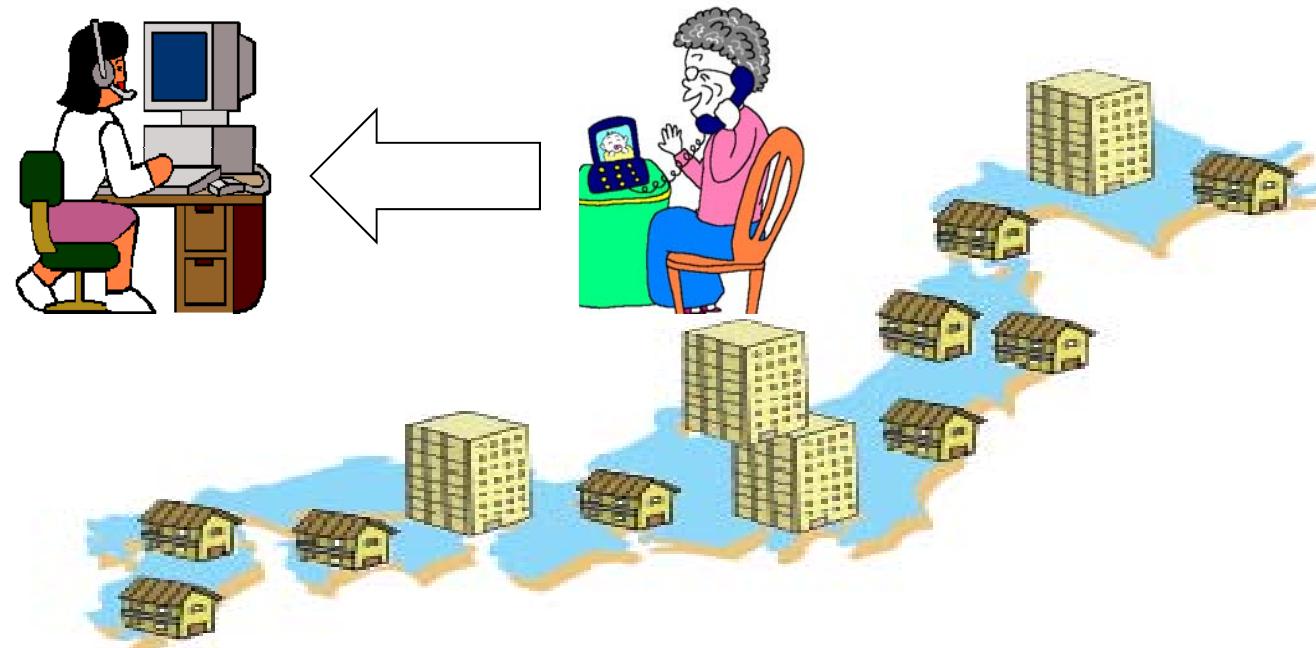
「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（地デジコールセンター）」を引き続き運営し、国民からの電話相談を受け付け、幅広い情報提供を実施。平成22年度においては、アナログ放送終了が迫る中、相談件数の増加に備えた体制の強化や、地域の支援体制（デジサポ）との連携強化を図る。

## 1 スキーム

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 補助対象：地上デジタル放送に関する問い合わせへの情報提供
- ③ 補助率：10／10

## 2 平成22年度所要額 18.4億円

### 地デジコールセンターの設置・運営



## ②全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等

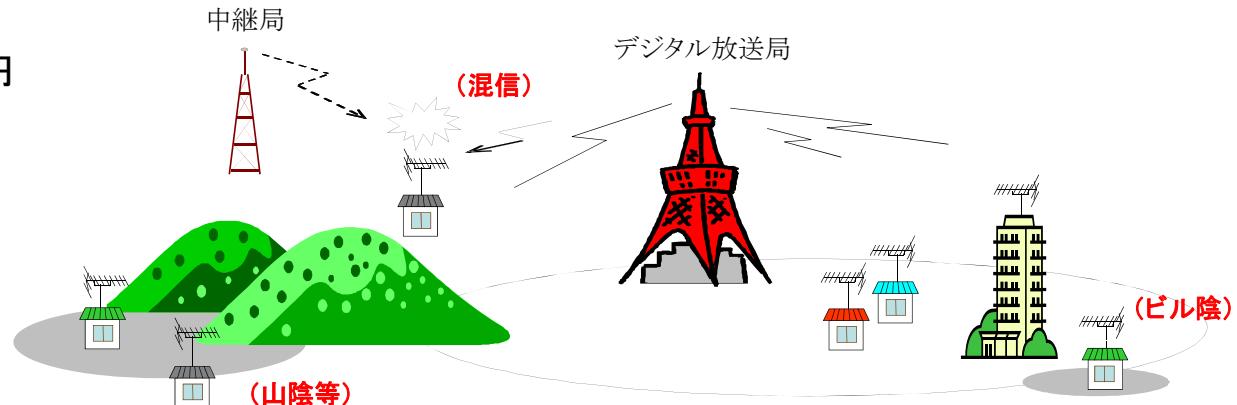
「デジサポ（テレビ受信者支援センター）」を全都道府県52か所に整備（※）し、地域の実情に応じたデジタル放送受信に関する受信相談、現地調査・助言等の受信者支援をきめ細かく丁寧に行う。

（※ 北海道4か所、東京2か所、石川2か所の1都1道1県には複数の拠点を整備）

### 1 スキーム

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 補助対象：受信相談の拠点整備費及び運営費、受信相談に資する受信確認調査費等
- ③ 補助率：10／10

### 2 平成22年度所要額 110.6億円



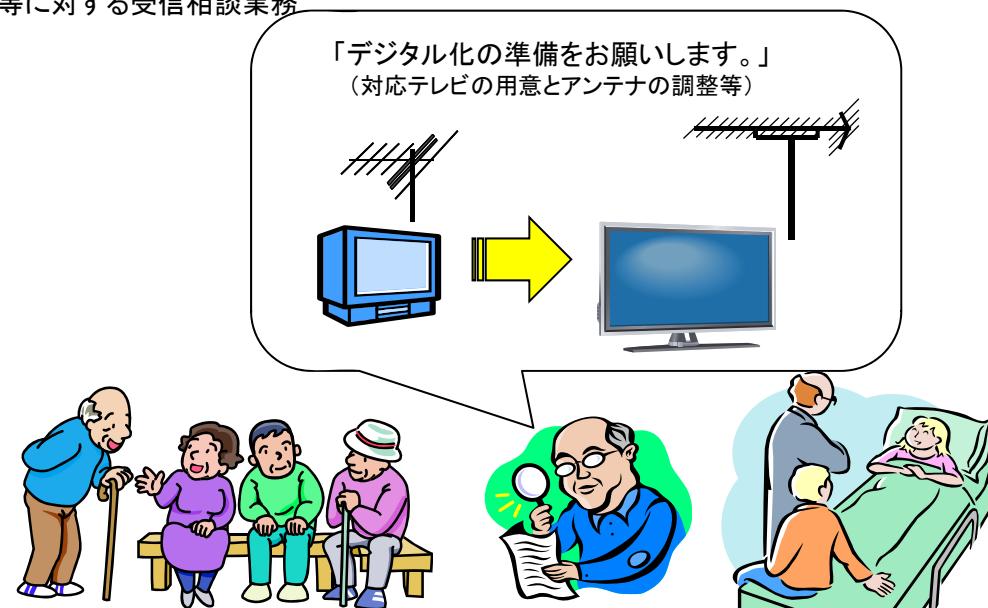
### ③高齢者・障がい者等を中心にきめ細かな説明会・戸別訪問の実施

6

地上放送の2011年のデジタル完全移行に当たって、受信機器等のデジタル化対応が遅れがちになると想定される高齢者や障がい者等に対して、その必要性や対応方法等についてきめ細やかに説明、働きかけを行うため、全国に整備される受信相談の拠点である「デジサポート（テレビ受信者支援センター）」において、自治体との連携も含め説明会、相談・サポート、訪問説明等を実施する。

#### 1 スキーム

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 補助対象：高齢者・障がい者等に対する受信相談業務
- ③ 補助率：10／10



町内会や自治会、福祉施設、老人クラブ等で説明会、相談・サポートを行うとともに、独り暮らしの高齢者宅等へ訪問説明する。

#### 2 平成22年度所要額 74.6億円

## ④経済的弱者に対するチューナーの購入等の支援

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たって、デジタル放送の受信機器については、視聴者の自己負担で購入することが前提であるが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、経済的に困窮度が高い世帯等に対して、各世帯のアナログテレビ一台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

### 1 スキーム

① 実施主体：民間法人等

② 対象世帯：地上アナログ放送の受信設備を設置している者のうち、  
経済的困難その他の事由により 地上デジタル放送の受信が困難な者

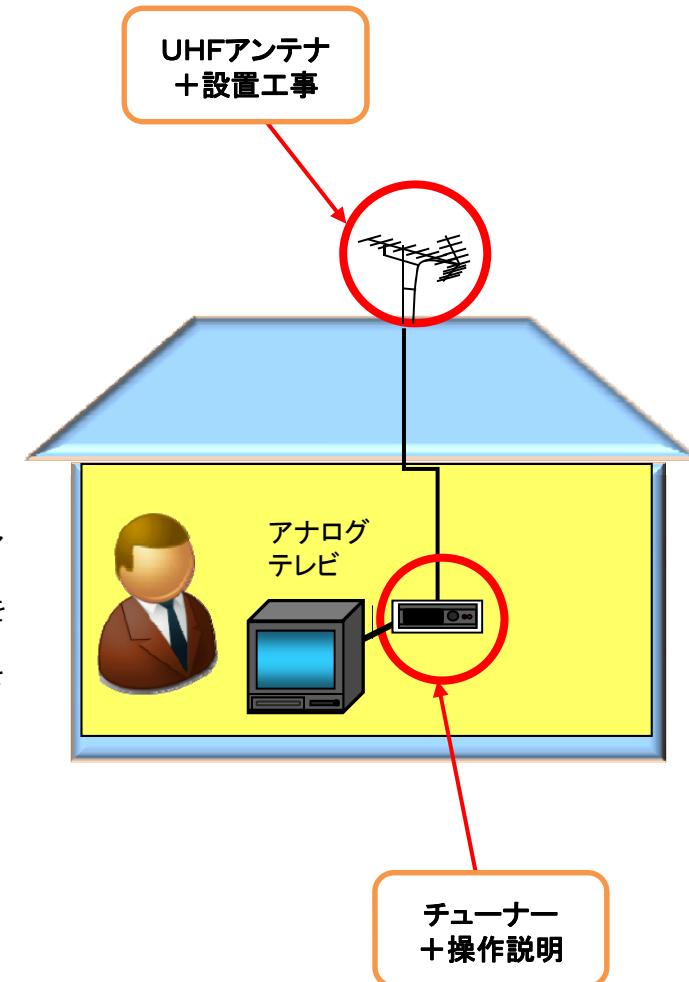
※具体的には、「N H K 受信料全額免除世帯」（最大270万世帯）  
 公的扶助受給世帯  
 市町村民税非課税の障害者世帯  
 社会福祉事業施設入所者

③ 補助対象：簡易なチューナーを無償給付等

- ・ チューナーの給付にあたっては、支援を行う全世帯へ訪問設置・操作説明を行う。
- ・ 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修
- ・ 共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
- ・ ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う改修費に相当する額を給付

④ 補助率：10／10

2 平成22年度所要額 337.5億円



# ⑤デジタル中継局の整備に対する支援

8

2011年7月のデジタル完全移行を確実なものとするため、デジタル中継局の整備に対する支援を実施。これを継続するとともに、電波が届かない過疎、離島地域などのデジタル中継局の整備に対し支援を拡充

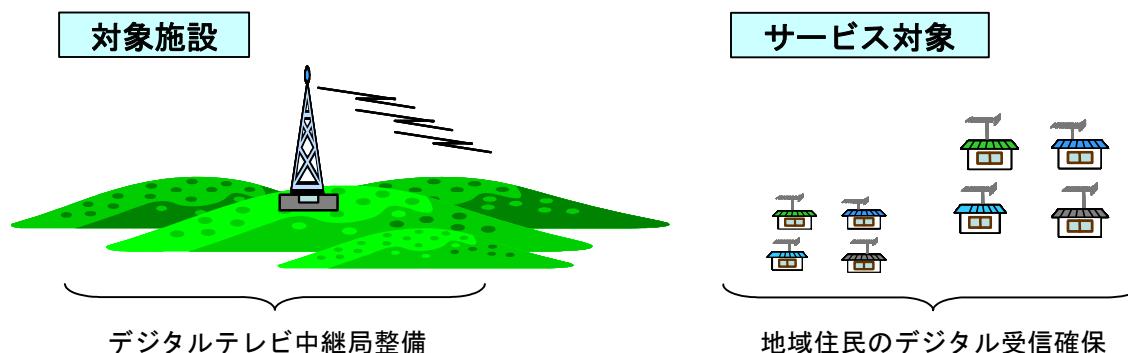
## 1 補助スキーム

- (1) デジタル中継局整備支援（放送事業者が自力建設困難）の場合  
ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者  
イ 対象地域：条件不利地域  
ウ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）  
エ 補助率 1／2

- (3) 後発民放のデジタル新局整備の場合【拡充】  
ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者  
イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）  
ウ 補助率 1／2

- (2) 難視聴対策用デジタル中継局整備支援の場合【拡充】  
① 難視聴対策用デジタル中継局整備（新設・改修）支援  
ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者  
イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）  
ウ 補助率 2／3  
② 南・北大東地区におけるデジタル中継局整備支援  
ア 事業主体：沖縄県  
イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）  
ウ 補助率 2／3

## 2 平成22年度所要額 43.4億円



## ⑥新たな難視対策

9

デジタル放送の電波が届かない過疎、離島などの新たな難視地区に対し、アナログ放送終了期限までにデジタル放送をご覧いただけるよう、国がその解消に向けた受信側対策（ケーブルテレビ等への移行対策、高性能等アンテナ対策）の費用の一部を補助。

### 1 補助スキーム

#### (1) ケーブルテレビ等への移行対策の場合

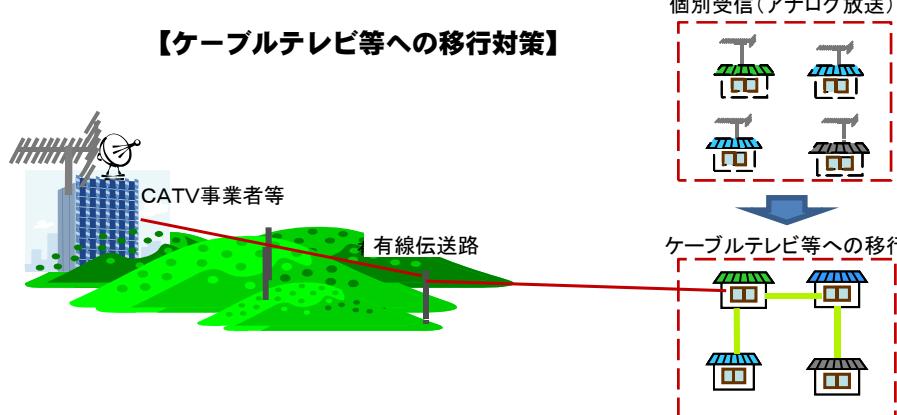
- ア 事業主体
  - ・ケーブルテレビ等への移行を行う者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ 対策対象
  - ・ケーブルテレビ等との契約料等
- ウ 補助額
  - ・定額(上限3万円)  
〔事業費から3万5千円を除いた額〕

#### (2) 高性能等アンテナ対策の場合

- ア 事業主体
  - ・高性能等アンテナ対策を行う者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ 対策対象
  - ・高性能等アンテナ対策に必要な経費等
- ウ 補助率
  - ・2／3 (ただし、敷地外の伝送路整備は10／10)

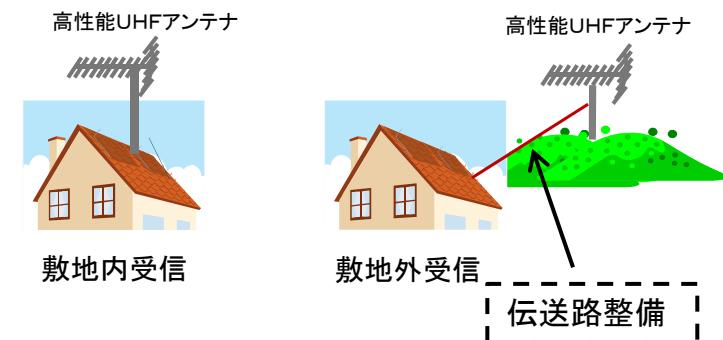
### 2 平成22年度所要額 18.2億円

#### 【ケーブルテレビ等への移行対策】



〔世帯の負担が3万5千円を超える場合が補助対象〕

#### 【高性能等アンテナ対策】



# ⑦暫定的な衛星利用による難視聴対策

10

2011年7月のアナログテレビ放送の終了に向けて、あらゆる努力を行ったとしても、地上系の放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないよう、地上系の放送基盤が整備されるまでの間、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた地上デジタル放送の放送番組を再送信する者に対し、国が再送信に要する費用を補助するとともに、当該放送の受信に要する対策を実施する。

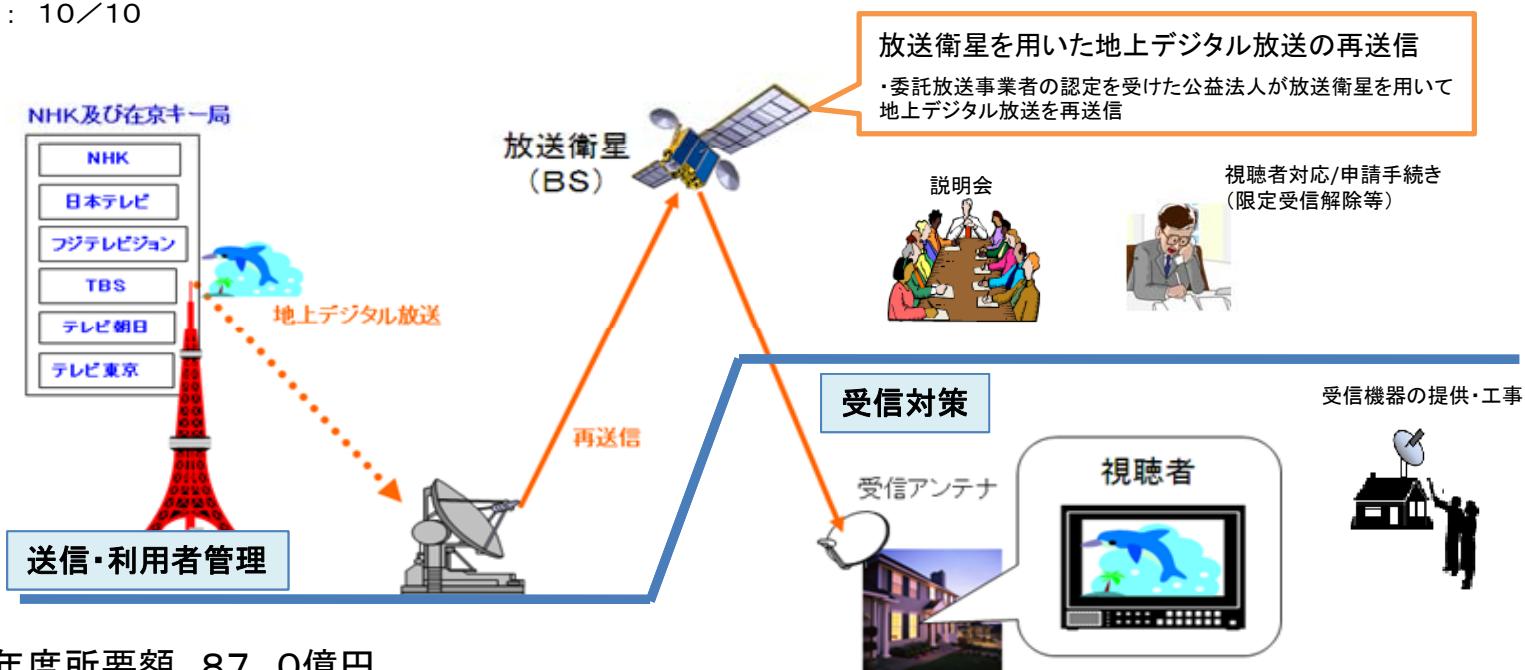
## 1 スキーム

### (1)送信・利用者管理事業

- ① 事業主体：民間法人等(放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人)
- ② 対象事業：放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信(委託放送事業)及び当該放送の利用者管理に要する費用
- ③ 補助率：2/3

### (2)受信対策事業

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 対象世帯：暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯(既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。)に対する衛星放送受信機器(受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む)の提供に要する費用。
- ③ 補助率：10/10



## ⑧デジタル混信の解消

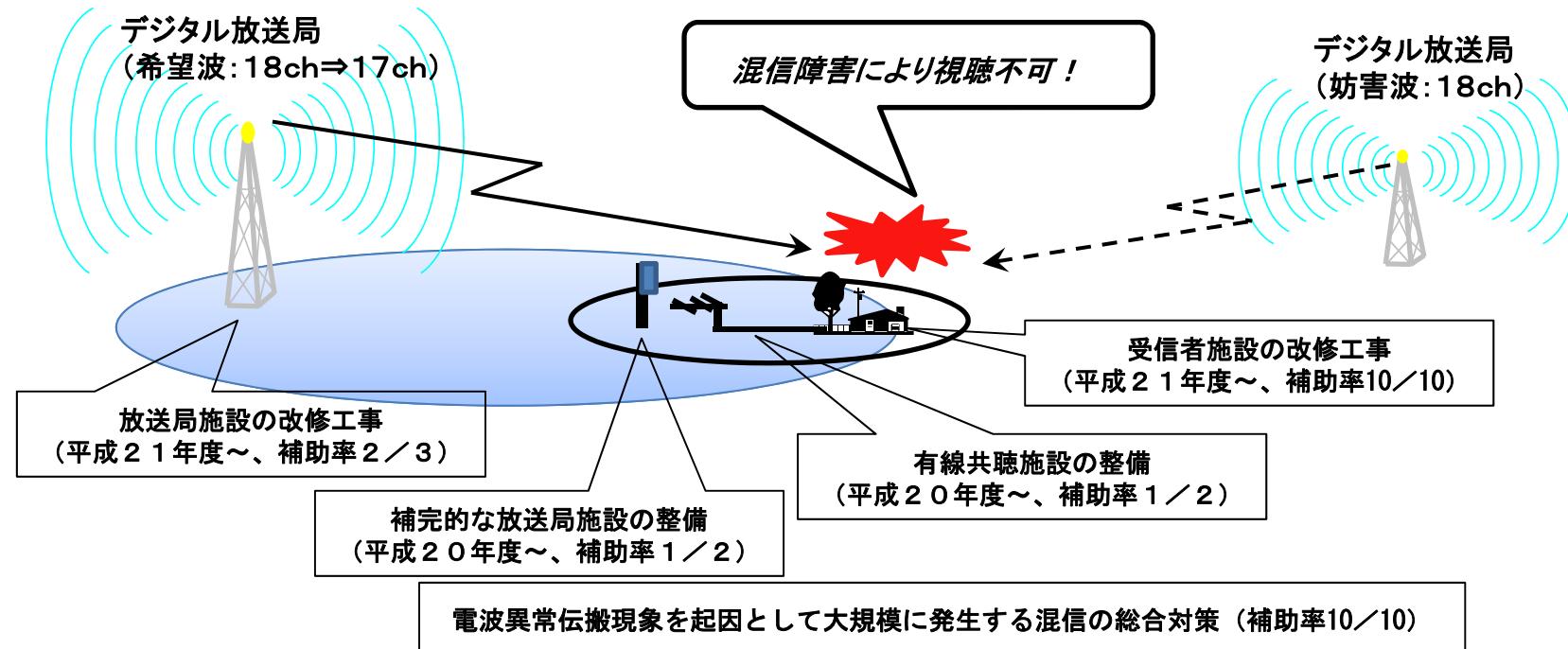
11

放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信（地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象）の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

### 1 スキーム

- ① 事業主体： 民間法人等
- ② 対象地域： デジタル混信が発生している地域
- ③ 補助対象：
  - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率1／2
  - イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事 等）：補助率2／3
  - ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事 等）：補助率10／10
  - エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する混信の総合対策：補助率10／10 [拡充]

### 2 平成22年度所要額 10.8億円



## ⑨アナログ停波後のチャンネル切替

12

53ch以上のチャンネルを使用する地上デジタル放送の放送局であって、2011年7月以降にチャンネル切替を要するものについて、放送局のチャンネルの切替及びチャンネル切替に伴い必要となる受信者施設の改良等を行う者に対して国がその費用を補助する。

### 1 スキーム

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 補助対象：
  - ・放送局施設の改良工事 (拡充)
  - ・上記に係る技術審査 (拡充)
- ③ 補助率：10／10

### 2 平成22年度所要額 8.1億円



# ⑩辺地共聴施設のデジタル化の支援

13

これまで山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を改修又は新設する者に対して、国がその整備費用の一部を補助。これを継続するとともに、1kmを超える伝送路整備及びケーブルテレビへの移行に対する支援を拡充。

## 1 補助スキーム

### (1) 有線共聴施設及び無線共聴施設の場合

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象
  - ・ 有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等
  - ・ 無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- エ 補助率：既設共聴施設を改修する場合 → 1/2

新たな難視地区において  
共聴施設を新設する場合 → 2/3  
(ただし、1kmを超える伝送路整備は10/10：拡充)

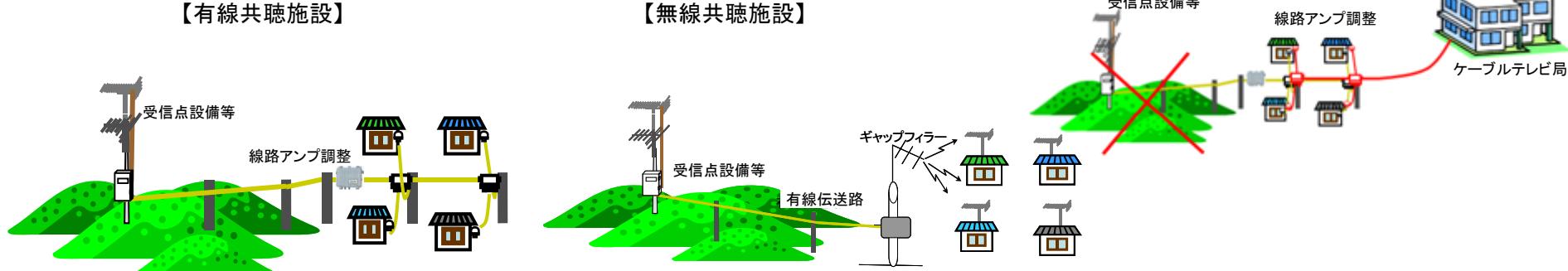
### (2) ケーブルテレビへの移行 【拡充】

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象：ケーブルテレビへ移行する場合の初期費用及び既設施設の撤去費用
- エ 補助率：1/2

〔有線共聴施設・ケーブルテレビへの移行の場合は、各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象〕

## 2 平成22年度所要額 60.4億円

### 【ケーブルテレビへの移行】



# ⑪受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援

全国に約5万施設、約606万世帯が利用している受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況。このため、施設のデジタル化改修等についての国による支援を継続し、施設の新設等に対する支援を拡充する。

## 1 スキーム

### (1) 共聴施設のデジタル化支援

#### ①共聴施設の改修

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の改修費等
- ウ) 補助率：1／2

#### ②共聴施設の新設

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者（民間法人等を経由して補助）
- イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の設置費等
- ウ) 補助率：2／3

#### ③ケーブルテレビへの移行

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者（※）  
(民間法人等を経由して補助)

（※）新設の代替の場合は、受信障害地域で組織される団体の代表者

- イ) 補助対象：事業主体が有線テレビジョン放送事業者との契約時に必要となる初期費用  
(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、撤去費、契約料)
- ウ) 補助率：1／2（①、②のケースともに）

### (2) 技術審査等

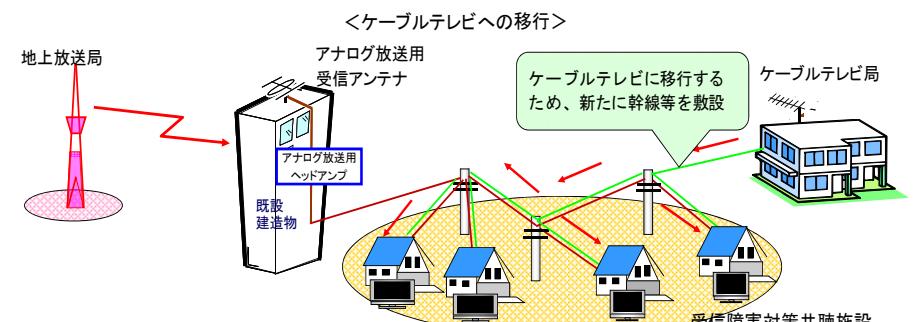
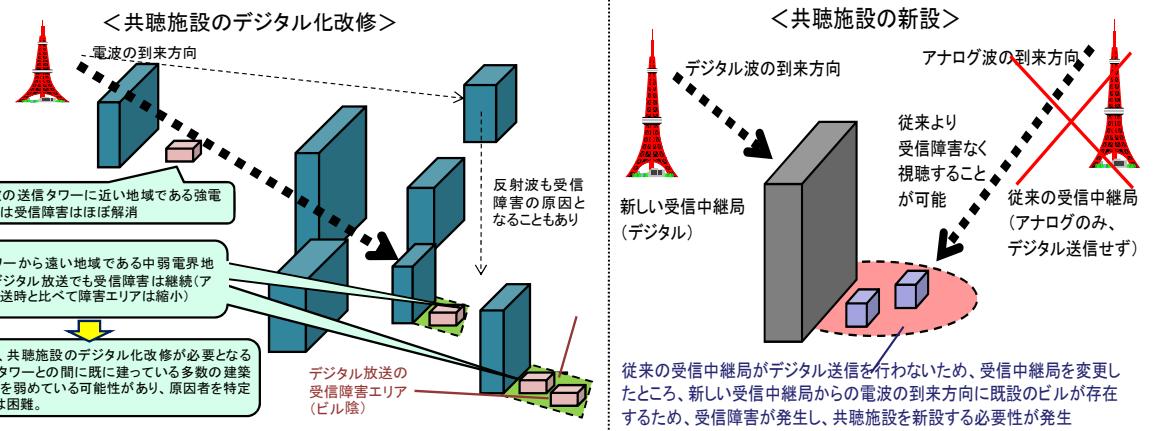
- ① 事業主体：民間法人等
- ② 補助率：10／10

### (3) 紛争相談窓口（仮称）の設置・運営

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 補助率：10／10

## 2 平成22年度所要額

57.1億円

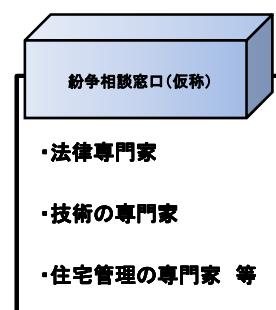


### 【スキーム】 紛争相談窓口（仮称）の設置・運営に対する補助金



- ・簡易相談
- ・あっせん・調停等

協議不調時に対応方策を相談  
当事者間の協議を促進



## ⑫集合住宅共聴施設のデジタル化の支援

15

全国の約200万棟、約1900万戸の集合住宅のデジタル化対応促進のため、デジタル化対応費用が著しく過重となる場合を対象に、施設のデジタル化改修及びケーブルテレビへの移行について国がその費用の一部を補助する。

### 1 スキーム

#### (1) 集合住宅共聴施設のデジタル化支援【新規】

① 事業主体：共聴施設の管理者(民間法人等を経由して補助)

② 補助対象：

(共聴施設の改修の場合)受信点設備、幹線設備の改修費等

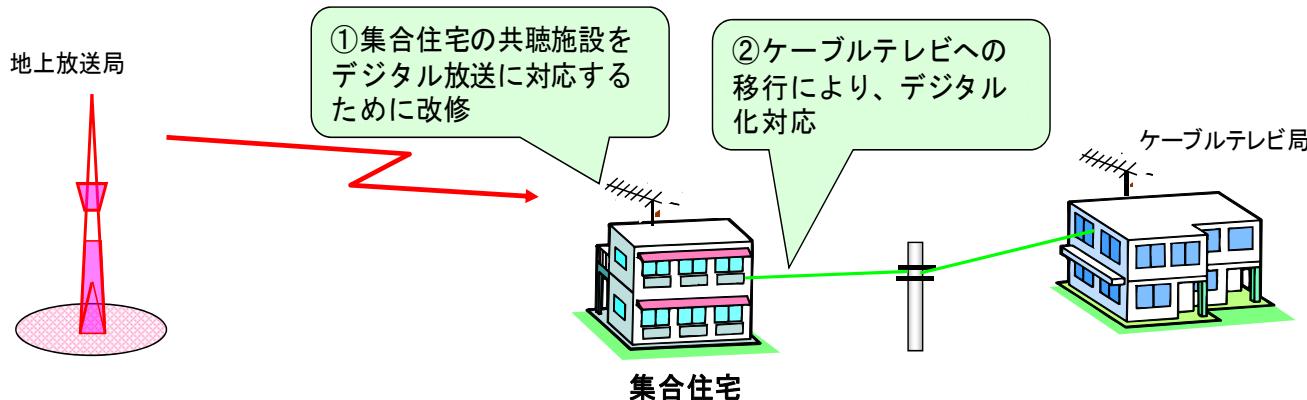
(ケーブルテレビ移行の場合)有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要な初期費用

③ 補助率：1/2  
〔各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象〕

#### (2) 技術審査等

① 事業主体：民間法人等

② 補助率：10/10



2 平成22年度所要額 19.2億円

# ⑬デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進

16

共聴施設の巻き取りに際してデジアナ変換の導入が必要なケーブルテレビ事業者について、ヘッドエンド施設に対するデジアナ変換の導入に要する費用の一部について国が補助。

## 1. 補助スキーム

### (1) デジアナ変換導入

- ① 事業主体 : デジアナ変換の導入を前提として巻取りを行う有線テレビジョン放送事業者(営利法人、第三セクター、市町村、公益法人等)
- ② 補助対象 : デジアナ変換装置、中継線、光送受信機（設置・調整のための工事費を含む）
- ③ 補助率 : 2 / 3

### (2) 混信障害調査費

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助率 : 10 / 10

2. 平成22年度所要額 18.8億円

共聴施設では、加入者の過半数の賛成での組合としての  
合意形成が必要  
→自らの意志決定だけでは受信環境を整備できない

